

(2) 私立アップル幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について

平成 30 年 4 月 1 日に幼稚園型認定こども園に移行するにあたり、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項「市町村長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない」と規定されており、意見を求めるものです。

1. 移行時期

平成 30 年 4 月 1 日（開所予定）

2. アップル幼稚園概要

昭和 51 年 7 月 「学校法人希望ヶ丘学園」として認可を受ける。

昭和 54 年 4 月 アップル幼稚園として創立。定員 160 人でスタートする。

平成 11 年 定員を 200 人に変更する。

○平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度がスタートした時点では、旧制度による幼稚園として運営されていたが、「幼稚園型認定こども園」へ移行したいとの要請を受け、平成 30 年 4 月の開所に向けて事業を進めている。

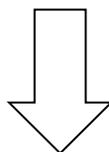
3. 定員について

新たに創出される保育枠は合計 42 人。

<現在>

(人)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
定員				60	70	70	200



<移行後>

(人)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
1 号 (教育部分)				50	50	50	150
2・3 号 (保育部分)		6	6	10	10	10	42
合計		6	6	60	60	60	192